

山形市小中学校施設整備方針等策定支援業務委託 仕様書

本仕様書は、山形市が実施する山形市小中学校施設整備方針等策定支援業務（以下「本業務」という。）について必要な事項を定めるものである。

1 業務名称

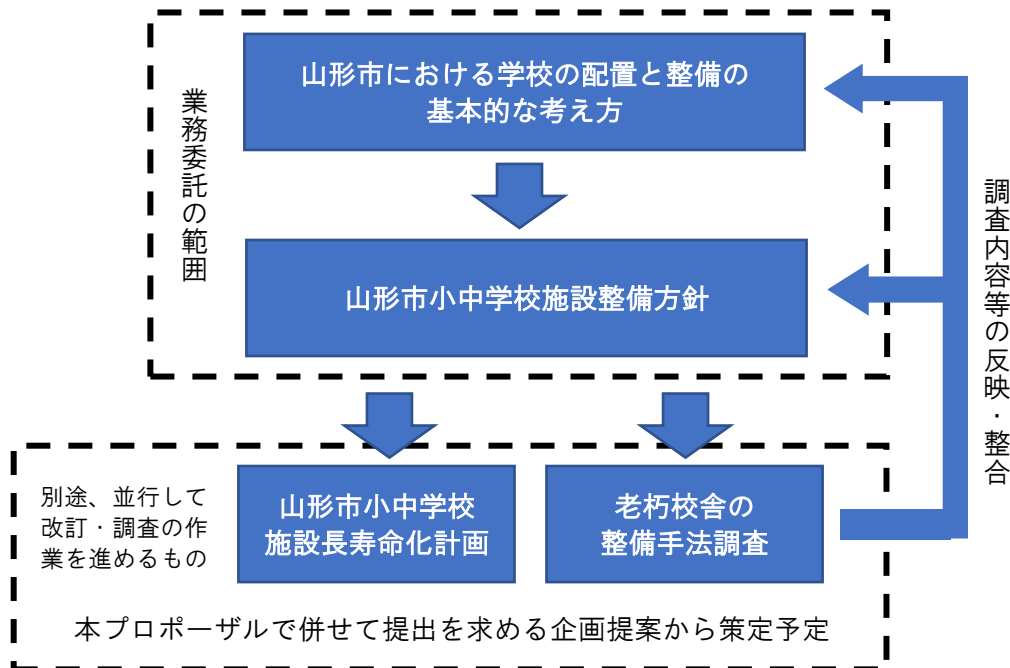
山形市小中学校施設整備方針等策定支援業務

2 業務目的

本市の小中学校施設は、昭和40～50年代に整備されたものが全51校中約半数を占めている。平成17年度以降は耐震補強工事を優先的に実施してきたが、施設や設備に老朽化が見られ、早期の対応が必要な状況となっている。

こうした中、学校の配置と整備についてハード・ソフト施策の具体的取組を示す「山形市における学校の配置と整備の基本的な考え方」の策定及び、小中学校施設整備の基本方針を定める「山形市小中学校等施設整備方針」の改訂を行い、今後の山形市の小中学校の配置のあり方等と施設の計画的な整備・改修について、コストの縮減と事業費の平準化を踏まえ、その方向性を示す。

【参考：関係する計画等の相関イメージ】



3 履行期間

履行期間は契約締結日から令和7年3月31日までとする。

4 業務内容

(1) 「山形市における学校の配置と整備の基本的な考え方」の策定支援

山形市教育委員会がまとめた「山形市における学校の配置と整備の基本的な考え方(素案)」に基づき、「現在の学校配置の維持による対応」を基本的な方向性として、ハード施策・ソフト施策の具体的取組の検討を行い、案を提示し、策定を支援する。

基本的な方向性に基づく具体的取組の骨子（素案からの抜粋）

1. ハード施策

(1) 建物

- ・ 公民連携による整備の検討
- ・ 現在の建物を活かしたリノベーションの検討
- ・ 複合施設としての整備の検討
- ・ 生涯学習・スポーツ、災害対応、子育て・福祉連携などへの校舎利用拡大
- ・ 財源の確保

(2) 設備

- ・ 老朽化に対する計画的な長寿命化対策
- ・ メリハリのある設備の整備・改修
 - 特別教室・体育館等への空調設備の整備
 - プールなどの共同利用や民間施設の利活用
 - 安心安全を確保するための設備の充実

2. ソフト施策

(1) ICTを活用した教育環境の整備と有効活用

- ・ ICT教育環境の充実
- ・ 学習支援ソフトウェアの活用等による個別最適な学びの推進
- ・ ICTを活用した協働的な学びの推進
- ・ 特別支援教育ソフトウェアの活用等による個のニーズに対応した教育の推進
- ・ オンラインを活用した、学校の枠を越えた児童生徒の交流機会等の拡充

(2) 魅力ある学校づくり（小規模校のメリットを生かした教育活動）の推進

- ・ 一人ひとりに、より目の届く、きめ細やかな指導の実施
- ・ 子ども同士をつなぐ異学年交流の充実
- ・ 保護者及び地域と連携した、学校の特色と地域の教育力を生かした教育活動の展開
- ・ オンラインを活用した、学校の枠を越えた児童生徒の交流機会等の拡充（再掲）
- ・ 学校行事の共同実施の検討
- ・ 教職員体制の確保
- ・ アシスタント・ティーチャー（退職教員）の適正配置
- ・ 部活動の地域移行における多彩なメニュー設定と支援、他校生との交流の推進

(3) 児童生徒数を保つ取組の推進

① 学校入学の選択肢の多様化

- ・ 特認校制度の活用
- ・ 指定校変更制度の弾力化の検討

② 通学区域の見直し等の検討

(2) 「山形市小中学校等施設整備方針」の改訂支援

平成24年に策定（平成26年、令和2年一部改正）した「山形市小中学校等施設整備方針」改訂のため、「山形市小中学校施設整備方針」の案を提示し、改訂を支援する。

検討すべき課題（想定）

1. 老朽建物（校舎、屋内運動場等）の整備手法

2. 学校施設の改修

(1) 校舎等の内・外装の改修

(2) 給排水設備の改修

- (3) 高圧電気設備の改修
- (4) トイレの改修
- (5) 空調設備の改修
- (6) プール設備の改修
- 3. 環境に配慮した学校施設の設備
- 4. ICT環境（ハード面）の整備・更新
- 5. バリアフリー化の推進
- 6. 防災・防犯機能の整備
- 7. 屋外環境の整備・改修
- 8. その他付帯する設備の整備・改修
- 9. 適正な維持管理

- (3) (1)、(2)に記載した策定・改訂支援については、次の事項を踏まえること。
 - ① 山形市の目指す将来像の達成に向けて課題となる事項を整理し、その解決策を立案すること。
 - ② 山形市の地域特性や人口動態と学区ごとの将来児童生徒数の推計及び通学状況等を踏まえること。
 - ③ 各施策や整備・改修手法等について、その効果を想定し検証すること。
 - ④ 各施策や整備・改修手法等について、財政シミュレーションを行うこと。
 - ⑤ 国制度や他都市の状況、類似施策の調査研究を行うこと。
 - ⑥ 市が今後予定する「老朽校舎の整備手法調査」及び「山形市小中学校施設長寿命化計画改訂」の調査内容等を委託業務に反映させ、整合を図ること。
- (4) 会議等の運営支援
庁内合意形成に係る会議の運営支援として、資料の作成、会議の出席、会議録作成等を行うこと。なお、会議は4回程度を想定する。
- (5) 報告書作成
本業務の成果をとりまとめた報告書を作成すること。なお、成果品は以下のとおりとする。
 - ①報告書（A4判、ファイル綴り） 1部
 - ②山形市における学校の配置と整備の基本的な考え方 1部
 - ③山形市小中学校等施設整備方針 1部
 - ④上記の電子データ（CD-R又はDVD-R） 1式
- (6) 打合せ
本業務を円滑かつ効率的に遂行するために、適宜打合せを行い、その内容について記録簿を作成すること。
なお、打合せは初回、中間（月1～2回程度）、業務完了時を基本に行う。初回、業務完了時の打合せは対面で行い、中間はWeb会議を主体として、必要に応じて対面で行うこととする。

5 関連計画

「山形市における学校の配置と整備の基本的な考え方」の策定支援、「山形市小中学校等施設整備方針」の改訂支援にあたっては、以下の本市関連計画等を参考にすること。

	計画等名称	策定期期
1	山形市発展計画2025	令和2年3月（令和3年2月変更）
2	山形市公共施設等総合管理計画	令和4年2月
3	山形市教育大綱	平成28年11月
4	山形市教育振興基本計画	平成30年2月（令和4年4月一部改訂）
5	山形市小中学校等施設整備方針	平成24年3月 （平成26年1月、令和2年3月一部改正）
6	山形市小中学校施設長寿命化計画	令和2年5月
7	山形市における学校の配置と整備の基本的な考え方（素案）	令和5年12月

6 資料の貸与

本業務の実施にあたり、山形市は受託者に作業に必要な資料を貸与するものとする。受託者は、貸与資料の紛失、汚損、破損等がないように十分注意して取り扱う。本業務の完了後は、速やかに山形市に返却しなければならない。

貸与資料については、山形市の許可を得ずに複製してはならない。また、本業務以外での使用を禁止する。

7 秘密の保持

受託者は、本業務により知り得た情報を他に利用、開示してはならない。また、本業務の実施にあたり個人情報を取り扱う場合は、下記11に示す事項を遵守し、秘密保持について万全の管理を行うものとする。

8 契約不適合責任

本業務完了後、過失又は疎漏に起因し品質基準を満たしていないことが判明した場合は、関連する項目を再検査し、受託者の責任において不良箇所を修正、補足するものとする。

9 損害賠償等

受託者は、本業務の実施にあたり関係法令を遵守し、公衆に対し迷惑を及ぼす行為を行ってはならない。万一、第三者との間にトラブルが発生した場合は、すべて受託者の責任において解決するものとし、山形市に発生事由および処理結果を文章にて報告するものとする。

10 再委託の制限

再委託については、業務の一部（主たる部分を除く）について事前に書面で確認し、委託者の書面による承諾を得た場合のみ可能とする。

11 個人情報保護に関する事項

- (1) 受託者は、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び当該法律を厳守するために受託者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を取り扱うこと。
- (2) 受託者は、個人情報（行政手続きにおける特定個人を識別するための番号に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報を含む。）の取扱いに関して、山形市が提示する個人情報取扱特記事項を遵守し、個人番号を取り扱うこと。

12 納期および納入場所

成果品の納期は履行期日までとし、納入場所は山形市教育委員会教育企画課とする。

13 疑義等

本仕様書に定めのない事項及び疑義が発生した場合は、山形市と受託者が協議のうえ定めるものとする。